



三重県公報

平成30年5月11日(金)

第 3004 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
58	三重県水産業協同組合法施行規則	(漁業環境課)	2
告 示			
337	介護保険法の規定による居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	20
338	介護保険法の規定による介護予防サービス事業者の指定	(同)	21
339	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康づくり課)	21
340	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	21
341	同件	(同)	22
342	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	22
343	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	23
344	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	24
345	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	25
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税収確保課)	25
	平成30年度三重県調理師試験の実施	(食品安全課)	25
	平成30年度三重県製菓衛生師試験の実施	(同)	26
	平成30年度三重県登録販売者試験の実施	(薬務感染症対策課)	26
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	27
	同件	(同)	27
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	28
	同件	(同)	28
	同件	(同)	29
	同件	(同)	29
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	29
お 知 ら せ			
	理容師法の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法の規定による管理美容師資格認定講習会の指定	(食品安全課)	32
正 誤			
	平成30年2月16日付け三重県公報第2980号	(治山林道課)	33
	平成30年3月23日付け三重県公報第2990号	(同)	33

規 則

三重県水産業協同組合法施行規則をここに公布します。

平成三十年五月十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五十八号

三重県水産業協同組合法施行規則

三重県水産業協同組合法施行規則（昭和二十六年三重県規則第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「法」という。）の施行について、水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号。以下「政令」という。）、水産業協同組合法施行規則（昭和五十八年農林水産省令第四十五号。以下「省令」という。）及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号。以下「信用事業命令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において「組合」とは、漁業協同組合及び水産加工業協同組合（これらが県の区域を超える区域を地区とするものを除く。）並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（これらが県の区域又はその区域を超える区域を地区とするものを除く。）をいう。

2 この規則において「組合等」とは、組合及び県内に主たる事務所を有する漁業生産組合をいう。

3 この規則において「出資組合」とは、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせる組合等をいう。

4 この規則において「組合員」とは、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の会員をいう。

5 この規則において「組合員等」とは、組合員及び漁業生産組合の組合員をいう。

6 この規則において「總會等」とは、總會及び総代会をいう。

7 この規則において「資源管理事業」とは、法第十一条第一項第一号の事業（この事業に附帯する事業を含む。）又は法第八十七条第一項第一号の事業（この事業に附帯する事業を含む。）をいう。

8 この規則において「信用事業」とは、法第十一条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）又は法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）をいう。

9 この規則において「共済事業」とは、法第十一条第一項第十一号の事業（この事業に附帯する事業を含む。）又は法第九十三条第一項第六号の二の事業（この事業に附帯する事業を含む。）をいう。

（設立認可申請）

第三条 発起人は、法第六十二条第一項（法第八十六条第三項、第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第一百条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、組合等の設立の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、創立總會の終了後遅滞なく知事に申請しなければならない。

一 理由書

一 定款（定款附属書漁業協同組合役員選挙（選任）規程、定款附属書組合員資格審査規程等必要な規程を含む。）

二 事業計画書

四 設立経過報告書

五 法第五十九条（法第八十六条第三項及び第九十六条第四項において準用する場合を含む。）、第九十条及び第九十九条に規定する発起人会の開催に関する書類（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類）

六 法第六十条（法第八十六条第三項、第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第一百条第四項において準用する場合を含む。）に規定する設立準備会の開催手続に関する書類（設立目論見書及び設立準備会公告の写し）

- 七 法第六十一条（法第八十六条第三項、第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）に規定する設立準備会の開催に関する書類（定款作成委員名簿及び設立準備会の議事録の写し）
- 八 法第六十二条（法第八十六条第三項、第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合を含む。）に規定する創立総会の開催に関する書類（創立総会の開催公告の写し及び創立総会の議事録謄本）
- 九 役員選挙録謄本及び役員就任承諾書の写し
- 十 その他必要な書類（組合員たる資格を有する者の設立同意書等）
- 2 発起人は、漁業協同組合の設立とともに、漁業及びこれに附帯する事業を営もうとするときは、第五条第四項各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 発起人は、漁業生産組合の設立の認可を受けようとするときは、第一項各号に掲げる書類のほか、法第八十条及び第八十一条の規定に基づき、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 組合員の三分の二以上が漁業生産組合の営む事業に常時従事する者であることを証する書類
 - 二 漁業生産組合の営む事業に常時従事する者の二分の一以上が組合員であることを証する書類
- （設立登記の完了の届出）
- 第四条 組合等は、法第百一条の規定による登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書添えて、一週間以内に知事に届け出なければならない。
- （定款変更の認可申請等）
- 第五条 組合等は、法第四十八条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、定款変更（第五項の規定による届出に係るものを除く。）の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 一 変更理由書
 - 二 変更条文の新旧対照表
 - 三 定款の変更を議決した総会等の議事録謄本
 - 四 事業計画書（事業の追加又は廃止、出資一口の金額の増減等組合経営に係る定款変更の場合に限る。）
- 2 出資組合は、出資一口の金額を増加しようとする定款変更の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、全組合員の同意があつたことを証する書類を添付しなければならない。
- 3 出資組合は、出資一口の金額を減少しようとする定款変更の認可を受けようとするときは、第一項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
 - 二 法第五十三条並びに第五十四条第一項及び第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による手続を完了したことを証する書類
- 4 漁業協同組合は、新たに漁業及びこれに附帯する事業を営もうとする定款変更の認可を受けようとするときは、第一項に掲げる書類のほか、法第十七条の規定に基づき、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者の三分の一以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者であることを証する書類
 - 二 組合員の三分の二以上の書面による同意（法第十七条第三項に規定する電磁的方法による同意を含む。）を得たことを証する書類
- 5 組合等は、法第四十八条第四項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、次に掲げる事項に係る定款変更をしたときは、届出書に変更後の定款のほか、第一項第一号に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地の名称の変更
 - 二 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理
- 6 組合等は、定款変更の認可を受けたときは、変更後の定款を提出書に添えて、知事に提出しなければならない。
- （通常総会又は通常総代会の開催延期の届出）

第六条 組合は、法第四十七条の二又は第五十二条第六項において準用する第四十七条の二（これらの規定を法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通常総会又は通常総代会の招集が、定款に規定する期間内に不可能となったときには、届出書にその理由及び開催予定日を記載した書類を添えて、知事に届け出なければならない。

（総会等の延期又は続行の届出）

第七条 組合等は、法第五十条の三（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第六項において準用する第五十条の三（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定による総会等において、総会等の延期又は続行の議決をしたときは、届出書に議決をした理由を記載した書類及び総会議事録謄本を添えて、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、総会の部会について準用する。

（議決事項の届出）

第八条 組合は、総会等において、次に掲げる事項を議決したときは、届出書にその議事録謄本及び議案内容が分かる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一 定款の変更

二 規約、資源管理規程、信用事業規程及び共済規程の設定、変更及び廃止

三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 次に掲げる事業の譲渡等に係る事項

イ 事業の全部の譲渡

ロ 信用事業、法第十一条第一項第五号若しくは第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）又は共済事業の全部若しくは一部の譲渡

ハ 共済契約の全部又は一部の移転（その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するものに限る。）

六 事業報告、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案並びに注記表

七 毎事業年度内における借入金の最高限度

八 毎事業年度内における理事及び監事の報酬（定款に記載する場合は除く。）

九 役員組合に対する損害賠償責任の減免並びに理事及び監事の退職慰労金

十 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

十一 漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止

十二 漁業権又はこれに関する物権に関する不服申立て、訴訟の提起又は和解

十三 育成水面の設定、変更及び廃止

十四 育成水面利用規則の制定、変更及び廃止

十五 漁業協同組合連合会その他の団体の設立の發起人となり、それらの団体へ加入し、又はそれらの団体から脱退すること。

十六 組合の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は団体（漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、農林中央金庫、漁業信用基金協会及び漁業共済組合を除く。）に対して出資若しくは出えんをすること。

十七 組合員の除名

十八 余裕金を預け入れる銀行、余裕金をもって取得する農林中央金庫が発行する債券以外の金融債券並びに債券、金銭信託及び受益証券の種類

十九 総会の部会の設置

（資源管理規程の設定又は変更の認可申請等）

第九条 組合（水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。）は、法第十一条の二第一項（法第九十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、資源管理規程の認可又は変更の認可を受けようとするときは、申請書に資源管理規程のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 資源管理規程の設定又は変更の理由を記載した書類

二 資源管理規程の設定又は変更を議決した総会等の議事録謄本

- 三 資源管理規程の対象となる水面において当該規程の対象となる漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意（法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法による同意を含む。）を得たことを証する書類
- 四 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第十三条第一項の資源管理協定又は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第一項の漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が組合に存するときは、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書類
- 2 資源管理事業を行う組合は、資源管理規程の変更の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 変更条文の新旧対照表
- 二 資源管理規程に記載された資源管理規程を変更する場合の手續に従って行われたことを証する書類
- 3 資源管理事業を行う組合は、政令第三条第三項の規定により、資源管理規程を廃止したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- 一 資源管理規程の廃止の理由を記載した書類
- 二 資源管理規程の廃止を議決した総会等の議事録謄本
- 三 資源管理規程に記載された資源管理規程を廃止する場合の手續に従って行われたことを証する書類
（信用事業規程の設定、変更又は廃止の認可申請等）
- 第十条 組合は、法第十一条の四第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の認可を受けようとするときは、申請書に信用事業規程のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 一 信用事業規程の設定の理由を記載した書類
- 二 信用事業規程の設定を議決した総会等の議事録謄本
- 2 信用事業を行う組合は、法第十一条の四第三項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 一 信用事業規程の変更又は廃止の理由を記載した書類
- 二 信用事業規程の変更又は廃止を議決した総会等の議事録謄本
- 三 信用事業規程の変更にあつては、変更条文の新旧対照表
- 3 信用事業を行う組合は、法第十一条の四第四項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次に掲げる理由による信用事業規程の変更をしたときは、届出書に変更した信用事業規程のほか前項第一号に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- 一 法第十一条の四の二（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けて行う外国銀行代理事業に係る事項
- 二 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理
- 4 信用事業を行う組合は、信用事業命令第五条第四項の規定により、信用事業方法書の設定、変更及び廃止をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。
- 一 信用事業方法書
- 二 信用事業方法書の変更にあつては、新旧対照表
- 三 当該方法書の設定、変更又は廃止を議決した理事会の議事録抄本
（地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請）
- 第十一条 信用事業を行う組合は、法第十一条の五（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 一 理由書
- 二 理事会の議事録抄本
- 三 法第十一条第十項に規定する資金の種類、貸付先及び貸付額を記載した書類
（信用供与等限度額を超える信用供与等の特例の承認申請）

第十二条 信用事業を行う組合は、法第十一条の十一第一項ただし書又は第十一条の十一第二項で準用する第十条の十一第一項ただし書（これらの規定を法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、同一人に対する信用供与等限度額の超過についての承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 理事会の議事録抄本
- 二 理由書
- 三 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- 四 信用の供与等を受ける者の金融機関別の借入金残高及びその占有率の推移について記載した書類
- 五 信用供与等限度額の超過を解消するための組合の方針を記載した書類

（役員等の兼職又は兼業の認可申請）

第十三条 信用事業を行う組合の代表理事、常務役員及び参事（以下「役員等」という。）は、法第三十四条の五第一項ただし書（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、役員等の兼職又は兼業の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 理由書
 - 二 履歴書
 - 三 組合における常務の処理方法及び勤務状況を記載した書類
- 2 役員等が、他の組合又は法人の常務に従事しようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、他の組合又は法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 常務の処理方法及び組合との取引その他の関係を記載した書類
 - 二 定款
 - 三 最終の業務報告書又は事業報告書
 - 四 貸借対照表及び損益計算書
 - 五 剰余金（利益）処分計算書又は損失金（損失）処理計算書
 - 六 その他最近における業務、財産及び損益の状況がわかる書類
- 3 役員等が、現在営んでいる事業（漁業を含む。次項において同じ。）を継続して営もうとするときは、第一項各号及び前項第六号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 現在営んでいる事業の種類及び方法
 - 二 申請の日から起算して一年間における取引及び収支の予想を記載した書類
- 4 役員等が、事業を新たに営もうとするときは、第一項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 新たに営もうとする事業の種類及び方法
 - 二 事業開始後一年間における取引及び収支の予想を記載した書類

（共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請等）

第十四条 組合（漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。）は、法第十五条の二第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、共済規程の認可を受けようとするときは、申請書に共済規程のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 共済規程の設定の理由を記載した書類
 - 二 共済規程の設定を議決した総会等の議事録謄本
- 2 共済事業を行う組合は、法第十五条の二第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、共済規程の変更（次項の規定による届出に係るものを除く。）又は廃止の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 一 共済規程の変更又は廃止の理由を記載した書類
 - 二 共済規程の変更又は廃止を議決した総会等の議事録謄本。ただし、法第四十八条第五項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による次の事項に係る共済規程の変更については、変更を議決した理事会の議事録抄本
- イ 省令第十二条第一項第一号に掲げる事項（事業の実施方法に関する事項）に係る技術的事項の設定又は変更

- ロ 省令第十二条第一項第二号及び第三号に掲げる事項（共済契約に関する事項）の設定又は変更
- 三 共済規程の変更にあつては、変更条文の新旧対照表
- 四 共済規程の廃止にあつては、現に締結している共済契約の取扱方針を記載した書類
- 3 共済事業を行う組合は、法第十五条の二第三項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の實質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理に係る共済規程の変更をしたときは、届出書に変更した共済規程のほか、前項第一号に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届けなければならない。
- （特定関係者との取引等の特例承認申請）
- 第十五条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第十一条の十二ただし書（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、特定関係者（法第十一条の八第三号の「特定関係者」をいう。以下この条において同じ。）との取引等の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 一 理由書
- 二 特定関係者の概要、収支状況等の財務状況及び主要株主等の構成を記載した書類
- 三 特定関係者となる理由を記載した書類
- 四 当該特定関係者との取引内容
- （基準議決権数を超える議決権の取得等に係る承認申請）
- 第十六条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第十七条の十五第二項ただし書（法第八十七条の四第二項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する第八十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、基準議決権数を超える議決権の取得又は保有について、承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 一 理由書
- 二 当該承認に係る国内の会社の概要及び収支状況等の財務状況を記載した書類
- 三 総株主等の議決権及び保有議決権数の状況を記載した書類
- 四 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類
- （縦覧書類の縦覧開始の延期に係る承認申請）
- 第十七条 信用事業又は共済事業を行う組合（信用事業を行わない共同事業組合を除く。）は、信用事業命令第四十九条第三項の規定により、同条第一項に規定する期間内に法第五十八条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類の縦覧を開始できない場合に縦覧開始の延期の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、あらかじめ知事に申請しなければならない。
- 一 期間内に縦覧を開始できない理由
- 二 縦覧を開始すべき年月日
- 三 縦覧開始の予定年月日
- （漁業経営の廃止についての届出）
- 第十八条 漁業協同組合は、法第十七条第四項の規定により、漁業及びこれに附帯する事業を廃止したときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- 一 廃止した漁業種類
- 二 廃止した日
- 三 定款の変更の予定
- （信用事業の全部又は一部の譲渡の認可申請等）
- 第十九条 信用事業を行う組合は、法第五十四条の二第三項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。
- 一 信用事業の全部又は一部の譲渡の理由書
- 二 信用事業の全部又は一部の譲渡を議決した総会の議事録謄本
- 三 信用事業の全部又は一部の譲渡の契約書の写し
- 四 法第五十四条の二第六項において準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五 法第五十四条の二第六項において読み替えて準用する法第五十二条第二項又は法第五十四条の二第六項において準用する法第五十三条第三項並びに第五十四条第一項及び第二項の規定による手続を経たことを証する書類

2 組合は、法第五十四条の二第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業の全部の譲渡をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。

- 一 法第五十四条の二第四項の公告の写し
- 二 定款の変更の予定を記載した書類

（共済事業の譲渡等の届出）

第二十条 共済事業を行う組合は、法第五十四条の四第四項（法第九十六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する法第五十四条の二第七項の規定により、共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部を移転したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。

- 一 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の理由書
- 二 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を議決した総会の議事録謄本
- 三 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の契約書の写し
- 四 法第五十四条の四第三項において準用する法第五十二条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五 法第五十四条の四第三項において読み替えて準用する法第五十二条第二項又は法第五十四条の四第三項において準用する法第五十三条第三項並びに第五十四条第一項及び第二項の規定による手続を経たことを証する書類

（業務報告書の提出）

第二十一条 組合は、法第五十八条の二第一項及び第二項（これらの規定を法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、提出書に業務報告書を添えて、決算に係る総会等の終了後二週間以内に、知事に提出しなければならない。

2 組合は、省令第二百五条第八項の規定により、前項の期間内に業務報告書の提出をすることができない場合に提出期間の延期の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 期間内に提出できない理由
- 二 総会等の年月日
- 三 提出予定年月日

3 漁業生産組合は、提出書に業務報告書を添えて、決算に係る総会終了後二週間以内に、知事に提出しなければならない。

（事業計画書の提出）

第二十二条 組合は、省令第二百五条第一項の規定により、提出書に事業計画書を添えて、当該事業計画の決議に係る総会等の終了後二週間以内に、知事に提出しなければならない。

2 組合は、省令第二百五条第四項の規定により、前項の期間内に事業計画書の提出をすることができない場合に提出期間の延期の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 期間内に提出できない理由
- 二 総会等の年月日
- 三 提出予定年月日

（子会社の届出等）

第二十三条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第二百二十六条の二第三号の規定により、子会社対象会社を子会社としようとするとき又は同条第六号の規定により、認可対象会社を除く法第八十七条の三第一項第五号から第六号の二まで（法第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社を子会社としようとするときは、届出書に子会社に係る次に掲げる書類を添えて、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- 一 理由書
- 二 名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容を記載した書類
- 三 資本金、従業員の数その他規模がわかる書類

- 四 最近における業務、財産及び損益の状況がわかる書類
- 五 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名を記載した書類
- 六 主要株主等の構成（総株主の議決権に対する割合を含む。）がわかる書類
- 七 組合の保有議決権数（総株主の議決権に対する割合を含む。）がわかる書類
- 八 組合及び子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失金処理計算書）又は株主資本等変動計算書
- 九 届出後における組合及び子会社の収支の見込みを記載した書類
- 十 届出後における組合及び子会社の連結自己資本比率の見込みを記載した書類（信用事業を行う場合に限る。）
- 十一 届出に係る子会社対象会社又は認可対象会社を子会社にすることにより、組合及び子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、その国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 2 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第百二十六条の二第四号の規定により、子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなったとき又は同条第七号の規定により、子会社が子会社でなくなったときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。
- 一 理由書（事実の発生した期日を含む。）
- 二 子会社の名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容を記載した書類
- 三 子会社でなくなった事実がわかる書類
- 3 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第百二十六条の二第五号の規定により、子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となったとき又は同条第八号の規定により、認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となったときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。
- 一 理由書（事実の発生した期日を含む。）
- 二 子会社の名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容を記載した書類
- 三 子会社対象会社又は認可対象会社に該当しない子会社となった事実がわかる書類
- 4 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第百二十六条の二第十二号の規定により、省令第二百二十四条第一項各号（第二十二号に規定する場合を除く。）又は信用事業命令第五十一条第一項各号（第十六号に規定する場合を除く。）に規定する場合に該当するときは、届出書に理由書（事実の発生した期日を含む。）を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。
- 5 組合は、法第五十八条の二第二項に規定する組合及び子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成する場合において、法第十一条の六第二項の子会社、省令第七条第二項の子法人等及び同条第三項の関連法人等（以下この項において「子会社等」という。）があるときは、財務及び管理の状況に係る報告書を毎年七月末日までに知事に報告しなければならない。ただし、新たに設立された子会社等（合併又は分割により設立された子会社等を含む。）の場合は、当該子会社等に係る第一項第二号から第七号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。
- 一 定款
- 二 事業計画
- 三 設立年月日及び設立等の理由を記載した書類
（不祥事件発生の届出）
- 第二十四条 組合等は、法第百二十六条の二第十二号の規定により、省令第二百二十四条第四項又は信用事業命令第五十一条第三項に規定する不祥事件が発生したことを知ったときは、届出書に当該不祥事件の概要を添えて、一月以内に知事に届け出なければならない。
（役員 の 就 任 等 の 届 出）
- 第二十五条 組合等は、役員を選挙又は選任（改選を含む。）したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に役員選挙録本又は役員選任に係る総会議事録抄本を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。
- 一 役員 の 役 職 名、氏 名、生 年 月 日、住 所 及 び 略 歴（新 任、再 任 の 別 を 含 む。）
- 二 法第三十四条第十項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）に規定する組合員である資格事項
- 三 役員 の 就 任 年 月 日

2 組合等は、死亡、辞任等により役員に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した届出書に役員選挙録
 簿本又は役員選任に係る総会議事録抄本を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。なお、代表
 理事組合長の変更にあつては、理事会議事録抄本を添付しなければならない。

一 変更となる役員に係る役職名及び氏名並びに変更の理由及びその年月日

二 新たに就任する役員に係る前項第一号から第三号までに規定する事項

3 組合等は、死亡、辞任等により役員が退任したことによつて生じた欠員を補充しないときは、次に掲げる事
 項を記載した届出書を、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一 退任となる役員の役職名、氏名、退任の理由及びその年月日

二 欠員を補充しない理由

(参事及び会計主任に関する届出)

第二十六条 組合等は、参事又は会計主任を選任し、又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に
 理事会の議事録簿本を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

一 参事又は会計主任の氏名及び住所

二 就任又は解任の年月日

三 担当事項及び組合における略歴

(監査結果の届出)

第二十七条 監事は、組合の定款又は規約の規定による組合の業務又は財産の状況を監査したときは、届出書に
 監査報告書の写しを添えて、監査終了後二週間以内に知事に届け出なければならない。

(諸届)

第二十八条 組合等は、次に掲げる事由が発生したとき又はその事実を知つたときは、二週間以内に知事に届け
 出なければならない。

一 法第三十九条の四第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場
 合を含む。）において準用する会社法第三百六十条第一項の規定により、組合員が組合のために理事の行
 為の差止めを請求したとき。

二 法第三十九条の五第五項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場
 合を含む。）において準用する会社法第三百八十五条第一項の規定により、監事が理事の行為の差止めを
 請求したとき。

三 法第四十二条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項にお
 いて準用する場合を含む。）の規定により、組合員等から役員改選の請求を受けたとき。

四 法第四十四条（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含
 む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百四十七条第一項の規定により、組
 合員が組合に対し理事の責任を追及する訴えの提起を請求したとき。

五 法第四十四条（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含
 む。）において準用する会社法第八百四十七条第三項の規定により、組合員が組合のために理事の責任を
 追及する訴えを提起したとき。

六 法第四十六条第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項にお
 いて準用する場合を含む。）の規定により、組合員等から参事又は会計主任の解任の請求を受けたとき。

七 法第四十七条の三第二項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項
 において準用する場合を含む。）又は法第五十二条第六項において準用する法第四十七条の三第二項（法第
 九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、組
 合員等から総会等の招集の請求を受けたとき。

八 法第五十一条（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含
 む。）において準用する会社法第八百三十条の規定により、総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え
 を提起されたとき。

九 法第五十一条（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含
 む。）において準用する会社法第八百三十一条第一項の規定により、組合員、理事、監事又は清算人が、
 総会等の決議の取消しの訴えを提起したとき。

十 組合等が破産法（平成十六年法律第七十五号）第十八条第一項の規定による破産手続開始の申立てをした
 とき、組合等の理事若しくは清算人が同法第十九条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定

による破産手続開始の申立てをしたとき又は清算中の漁業生産組合の清算人が法第八十五条の八第一項の規定による破産手続開始の申立てをしたとき。

十一 破産法第三十条第一項の規定による破産手続開始の決定を受けたとき（組合等が解散する場合を除く。）。

2 前項の届出をするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、これをしなければならない。

一 前項第一号、第二号、第五号、第八号及び第九号に規定する場合においては、差止めの請求又は訴えの提起に至る経過を記載した書類

二 前項第三号、第六号及び第七号に規定する場合

イ 請求書の写し

ロ 請求に対する措置方針

ハ 請求日並びに請求日現在における組合員等（准組合員を除く。）の総数及び請求に同意した組合員等（准組合員を除く。）の数を記載した書類

三 前項第四号に規定する場合

イ 請求書の写し

ロ 請求に対する措置方針

四 前項第十号に規定する場合

イ 破産手続開始申立書、陳述書、債権者一覧表その他の破産手続開始関係書類の写し

ロ 財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）

ハ 裁判所の受領書の写し

ニ 清算中の漁業生産組合の場合にあつては、破産手続開始の公告の写し

五 前項第十一号に規定する場合

イ 破産手続開始の決定を受けた年月日及びその経過の概要を記載した書類

ロ イに規定する日における財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）

ハ 破産手続開始決定通知書等の写し

（一時役員職務を行うべき者の選任又は総会等の招集請求）

第二十九条 組合員等その他の利害関係人は、法第四十三条第一項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、一時役員職務を行うべき者の選任又は役員を選挙若しくは選任するための総会等の招集を請求しようとするときは、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。

一 一時役員職務を行うべき者の選任又は役員を選挙若しくは選任するための総会等の招集を請求するに至つた経過、損害を生ずるおそれのある理由その他組合の現況を具体的に記載した書類

二 請求者が利害関係人であることを証する書類

三 請求者が複数であるときは、請求者名簿

2 組合員等その他の利害関係人は、法第四十三条第三項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、請求書のほか、前項各号に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。

（業務又は会計状況の検査の請求）

第三十条 組合員等が、法第二百二十三条第一項の規定により、組合等の業務又は会計の検査を請求しようとするときは、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。

一 請求理由書

二 同意者名簿

三 請求日現在における組合員等の総数に対する同意する組合員等の数の割合を記載した書類

（議決、選挙又は当選の取消しの請求）

第三十一条 組合員等が、法第二百五条第一項（同条第二項及び第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、総会等における議決、選挙又は当選の取消しを請求しようとするときは、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。

一 請求理由書

二 同意者名簿

三 請求日現在における組合員（准組合員を除く。）の総数に対する同意する組合員（准組合員を除く。）の数の割合を記載した書類

（解散の認可申請）

第三十二条 組合等は、法第六十八条第二項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 解散理由書
- 二 解散を議決した総会の議事録謄本
- 三 清算人名簿
- 四 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（非出資組合にあつては、財産目録）

（解散の届出）

第三十三条 組合等は、法第六十八条第五項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により、同条第四項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたとき又は法第九十一条第五項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により解散をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく知事に届け出なければならない。

- 一 法第六十八条第四項（法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条第五項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）に規定する事由となった年月日及びその経過の概要を記載した書類
- 二 清算人名簿
- 三 第一号に規定する日における財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）

2 組合等は、法第六十八条第一項第三号若しくは第四号（これらの規定を法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）又は法第九十一条第一項第三号若しくは第四号（これらの規定を法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

- 一 破産手続開始の決定又は存続時期の満了となった年月日及びその経過の概要を記載した書類
- 二 清算人名簿
- 三 第一号に規定する日における財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）
- 四 破産手続開始の決定の場合にあつては、破産手続開始決定通知書等の写し

（解散登記の完了の届出）

第三十四条 組合等は、法第百六条の規定による解散の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

（清算着手当時の財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法の届出）

第三十五条 清算人が法第七十五条第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法（非出資組合にあつては、財産目録及び財産処分の方法）についての総会の承認を得たときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

- 一 財産目録
- 二 貸借対照表
- 三 財産処分の方法を記載した書類
- 四 総会議事録謄本

（清算終了の届出）

第三十六条 組合等は、法第百九条の規定による清算終了の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

2 漁業生産組合は、法第八十五条の十の規定により、清算が終了したときは、届出書に清算事務決算報告書を添えて、知事に届け出なければならない。

（合併の認可申請）

第三十七条 組合等が合併によつて新たに組合等を設立する場合において、法第六十九条第二項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定によ

り、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 合併の理由書

一 合併により設立される組合等の定款（定款附属書漁業協同組合役員選挙（選任）規程、定款附属書組合員資格審査規程等必要な規程を含む。）

二 合併により設立される組合等の事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）

四 合併の経過報告書

五 合併を議決した総会の議事録謄本

六 合併契約の内容を記載した書類（合併契約書及び覚書の謄本）

七 合併により設立される組合等の組合員等数、出資の総口数及び総額並びに事務所の位置を記載した書類

八 法第六十九条第四項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条の八第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第五十二条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）

九 法第六十九条第四項において読み替えて準用する法第五十二条第二項又は法第六十九条第四項において準用する法第五十二条第三項並びに法第五十四条第一項及び第二項の規定による手続を経たことを証する書類

十 合併により設立される組合等の役員の履歴書及び法第七十条第二項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十四条第十項本文に規定する資格を証する書類

十一 法第七十条第一項（法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により選任された設立委員であることを証する書類及び設立委員会の議事録謄本

2 組合等が他の組合等を吸収合併する認可を得ようとするときは、前項各号に掲げる書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。この場合において、前項中「合併により設立される組合等」とあるのは「合併により存続する組合等」と読み替えるものとする。

3 合併により存続する組合が、法第六十九条の二第二項の規定による総会の議決を経ない合併の認可を受けようとするときは、第一項各号に掲げる書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。ただし、第五号に掲げる書類については合併により消滅する組合のもののみとする。）のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、第一項中「合併により設立される組合等」とあるのは「合併により存続する組合」と読み替えるものとする。

一 合併により存続する組合の合併の方針を議決した理事会の議事録謄本

一 合併により消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が、存続する組合の総組合員（准組合員を除く。第四号において同じ。）の数の五分の一を超えていないことを証する書類

二 合併により消滅する組合の最終の貸借対照表において現存する資産の額が、合併により存続する組合の最終の貸借対照表において現存する資産の額の五分の一を超えていないことを証する書類

四 合併により存続する組合の総組合員の六分の一以上の組合員（准組合員を除く。）が、合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類

（連合会の権利義務の包括承継の認可申請）

第三十八条 会員が一人になった連合会の会員たる組合は、法第九十一条の二第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。）において準用する法第六十九条第二項の規定により、会員が一人になった連合会の権利義務の包括承継（以下「承継」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

一 承継の理由書

一 承継後の組合の定款（定款附属書漁業協同組合役員選挙（選任）規程、定款附属書組合員資格審査規程等必要な規程を含む。）

二 承継後の組合の事業計画書（承継後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項及び承継の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）

四 承継の経過報告書

五 承継を議決した総会の議事録謄本

六 承継契約の内容を記載した書類（承継契約書及び宣言書の謄本）

七 法第九十一条の二第二項（法第百条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第六十九条第四項において準用する法第五十二条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

八 法第九十一条の二第二項において準用する法第六十九条第四項において読み替えて準用する法第五十二条第二項又は法第六十九条第四項において準用する法第五十二条第三項並びに法第五十四条第一項及び第二項の規定による手続を経たことを証する書類

九 連合会の会員に準会員がないことを証する書類

十 持分が第三者の権利の目的となっていないことを証する書類

（合併又は承継の登記完了の届出）

第三十九条 組合は、法第百七条の規定による合併又は承継の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書を添えて、二週間以内に知事に届け出なければならない。

（書類の提出）

第四十条 農林水産事務所の所管する区域を超えない区域を地区とする組合が、第五条から第九条まで、第十四条、第十八条、第二十条から第二十八条まで及び第三十二条から第三十六条までに規定する書類を提出するときは、農林水産事務所の長に提出しなければならない。

2 この規則の規定により提出する申請書、届出書等の様式は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 農林水産部漁業環境課の表第十六号の項及び第十七号の項を次のように改める。

16	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の施行に関する事務	1 法第11条の2第1項の規定による資源管理規程の認可及び変更の認可（法第92条第1項において準用する場合を含む。）																			
		(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に係るもの																			農林水産事務所等
		(2) (1)以外のもの																			
		2 法第11条の4第1項の規定による信用事業規程の認可（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）																			
		3 法第11条の4第3項の規定による信用事業規程の変更又は廃止の認可（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）																			
		4 法第11条の4第4項の規定による信用事業規程の変更の届出の受理（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）																			
		5 法第11条の5の規定による地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）																			
6 法第11条の11第1項の規定による同一人に対する信用供与限度額の特例の承認（法第11条の11第2項、第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）																					
7 法第11条の12の規定による特定関係者との間の取引等の特例の承認（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項におい																					

	て準用する場合を含む。)																			
8	法第15条の2第1項の規定による共済規程の認可(法第96条第1項において準用する場合を含む。)																			
(1)	農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする漁業協同組合及び水産加工業協同組合に係るもの																			農林水産事務所等
(2)	(1)以外のもの																			
9	法第15条の2第2項の規定による共済規程の変更又は廃止の認可(法第96条第1項において準用する場合を含む。)																			
(1)	農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする漁業協同組合及び水産加工業協同組合に係るもの																			農林水産事務所等
(2)	(1)以外のもの																			
10	法第15条の2第3項の規定による共済規程の変更の届出の受理(法第96条第1項において準用する場合を含む。)																			
(1)	農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする漁業協同組合及び水産加工業協同組合に係るもの																			農林水産事務所等
(2)	(1)以外のもの																			
11	法第17条第4項の規定による漁業協同組合の行う漁業及びこれに附帯する事業を営む条件を欠くに至った場合の届出の受理																			
(1)	農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする漁業協同組合に係るもの																			農林水産事務所等
(2)	(1)以外のもの																			
12	法第17条の15第2項ただし書の規定による議決権の取得等の制限に係る承認(法第87条の4第2項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する第87条の4第2項において準用する場合を含む。)																			
13	法第34条の5第1項ただし書の規定による役員等の兼職又は兼業の特例の認可(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)																			
14	法第43条第1項の規定による一時役員を選任又は総会の招集(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)																			
(1)	農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会(以下この項において「組合等」という。)に係るもの																			農林水産事務所等
(2)	(1)以外のもの																			
15	法第43条第3項の規定による一時代表理事の選任(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)																			
(1)	農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合等に係るもの																			農林水産事務所等
(2)	(1)以外のもの																			

	合を含む。)																
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会に係るもの								○								農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの						○										
36	法第 91 条の 2 第 2 項において準用する法第 69 条第 2 項の規定による承継の認可（法第 100 条第 5 項において準用する場合を含む。）						○										
37	法第 122 条の規定による報告の徴収及び資料の提出命令						○										
38	法第 123 条第 1 項の規定による業務又は会計の状況の検査						○										
39	法第 124 条の規定による必要な措置をとるべき旨の命令、業務の停止又は役員の改選の命令及び認可の取消し						○										
40	法第 124 条の 2 の規定による解散の命令						○										
41	法第 125 条第 1 項の規定による議決、選挙及び当選の取消し（同条第 2 項及び法第 52 条第 6 項において準用する場合を含む。）						○										
42	法第 126 条の規定による専用契約の取消し						○										
43	法第 126 条の 2 第 1 項第 3 号から第 8 号まで及び第 12 号の規定による届出の受理（不祥事件の届出を除く。）																
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合等に係るもの								○								農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの								○								
44	法第 126 条の 2 第 1 項第 12 号の規定による不祥事件の届出の受理																
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合等に係るもの								○								農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの								○								
45	水産業協同組合法施行令（平成 5 年政令第 328 号）第 3 条第 3 項の規定による資源管理規程の廃止の届出の受理																
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に係るもの								○								農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの								○								
46	水産業協同組合法施行規則（昭和 58 年農林水産省令第 45 号。以下この項において「省令」という。）第 205 条第 8 項の規定による業務報告書の提出期間の延期の承認																
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合に係るもの								○								農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの								○								
47	省令第 225 条第 1 項の規定による事業計画書の受理																
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合に係るもの								○								農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの								○								

		48 省令第 225 条第 4 項の規定による事業計画書の提出期間の延期の承認																									
		(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合に係るもの																				○		農林水産事務所等			
		(2) (1)以外のもの																					○				
		49 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 2 号。以下この項において「信用事業命令」という。）第 5 条第 4 項の規定による信用事業方法書の設定、変更又は廃止の届出の受理																						○			
		50 信用事業命令第 49 条第 3 項の規定による縦覧書類の縦覧開始の延期の承認																						○			
17	三重県水産業協同組合法施行規則（平成30年三重県規則第58号）の施行に関する事務	1 規則第 4 条の規定による設立登記完了届の受理																					○				
		2 規則第 5 条第 6 項の規定による変更後定款の受理																									
		(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（以下この項において「組合等」という。）に係るもの																						○		農林水産事務所等	
		(2) (1)以外のもの																						○			
		3 規則第 6 条の規定による通常総会又は通常総代会の開催延期届の受理																									
		(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（以下この項において「組合」という。）に係るもの																							○		農林水産事務所等
		(2) (1)以外のもの																							○		
		4 規則第 7 条の規定による総会等の延期又は続行届の受理																									
		(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合等に係るもの																							○		農林水産事務所等
		(2) (1)以外のもの																							○		
		5 規則第 8 条の規定による議決事項届の受理																									
		(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合に係るもの																							○		農林水産事務所等
		(2) (1)以外のもの																							○		
		6 規則第 21 条第 3 項の規定による業務報告書の受理																									
		(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする漁業生産組合に係るもの																							○		農林水産事務所等
(2) (1)以外のもの																							○				
7 規則第 23 条第 5 項の規定による子会社等の財務及び管理状況の報告の受理																							○				
8 規則第 25 条の規定による役員の就任等の届出の受理																											
(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区																							○		農林水産		

	域に満たない区域を地区とする組合等に係るもの																	事務所等
	(2) (1)以外のもの																	
9	規則第 26 条の規定による参事及び会計主任に関する届出の受理																	
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合等に係るもの																	農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの																	
10	規則第 27 条の規定による監査報告書の受理																	
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合等に係るもの																	農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの																	
11	規則第 28 条の規定による諸届の受理																	
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合等に係るもの																	農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの																	
12	規則第 33 条第 2 項の規定による解散の届出の受理																	
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合等に係るもの																	農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの																	
13	規則第 34 条の規定による解散登記完了届の受理																	
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合等に係るもの																	農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの																	
14	規則第 35 条の規定による財産目録等の届出の受理																	
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合等に係るもの																	農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの																	
15	規則第 36 条第 1 項の規定による清算終了の届出の受理																	
	(1) 農林水産事務所等の所管区域又はその区域に満たない区域を地区とする組合等に係るもの																	農林水産事務所等
	(2) (1)以外のもの																	
16	規則第 39 条の規定による合併又は承継の登記完了の届出の受理																	

告 示

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を指定しました。

平成30年5月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470703527	ヘルパーステーションまざーサポート	松阪市船江町字堂ノ後1番地9	株式会社まざーサポート	平成30年5月1日	訪問介護
2470802717	へるぱーすてーしょん 飛来	伊勢市一之木5丁目18番地21号 ヒールコート一之木 A	有限会社飛来不動産	平成30年5月1日	訪問介護
2472701263	ヘルパーステーション千の手	多気郡明和町大字明星1832番地1	株式会社千の手	平成30年5月1日	訪問介護
2460190248	訪問看護 スイート	桑名市大字播磨1120番地1	有限会社スイート	平成30年5月1日	訪問看護

三重県告示第338号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業者を指定しました。

平成30年5月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2460190248	訪問看護 スイート	桑名市大字播磨1120番地1	有限会社スイート	平成30年5月1日	介護予防訪問看護

三重県告示第339号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

平成30年5月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
薬局	さんあい薬局株式会社 桜台店	四日市市桜台一丁目31-12	平成30年4月1日
薬局	ウエルシア薬局 松阪中道町店	松阪市中道町字中野田485	平成30年5月1日
薬局	しょうなん調剤薬局 総合医療センター前店	桑名市寿町3丁目27番	平成30年5月1日
薬局	あたご調剤薬局 ほしみが丘店	桑名市星見ヶ丘7丁目304-1	平成30年5月1日
薬局	日本調剤 江戸橋薬局	津市江戸橋一丁目143番2	平成30年5月1日
薬局	アイリス調剤薬局 桑名店	桑名市寿町3丁目63番	平成30年5月1日
訪問看護	リウォーク新正訪問看護リハビリステーション	四日市市新正2丁目4-28	平成30年5月1日
薬局	健やか薬局 上津部田店	津市一身田上津部田1578-7	平成30年5月1日

三重県告示第340号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

平成30年5月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成14年8月12日 第15号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊勢農業協同組合	代表理事組合長 加藤 宏	度会郡度会町大野木 1858 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員が検査を行う農産物の種類の変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
坂口 和弘	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2417334

(2) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
坂口 智也	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429335
松田 元紀	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429336

(3) 農産物検査員の住所変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
永井 皓太	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2422149

三重県告示第 341 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 6 日 第 11 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
松阪農業協同組合	代表理事理事長 西原 久雄	松阪市豊原町 1043 番地の 1

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
中道 賢	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2425207
樋口 誠	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427209

(2) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
鈴木 昭文	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429333

三重県告示第 342 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

鳥羽市船津町字乙ノ坂 158 の 1（次の図に示す部分に限る。）、158 の 11、158 の 12

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字乙ノ坂 158 の 1（次の図に示す部分に限る。）、158 の 11、158 の 12

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 343 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) MEGA ドン・キョーテ上地店

伊勢市上地町字川西 3118 番地の 1 ほか 62 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ピアゴ上地店

(変更後) (仮称) MEGA ドン・キョーテ上地店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
1	ユニー株式会社	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	佐古 則男
2	株式会社スイートガーデン	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 400 番地 三善ビル 3 階	小池 和則
3	株式会社ブラザクリエイト	東京都千代田区五番町 1 番地	大島 康広
4	株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	河合 宏光
5	石原 三登里	伊勢市藤里町 1 番地 67	—
6	株式会社サンリフォーム	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	馬場 章夫

(変更後)

	名称	住所	代表者の氏名
1	株式会社長崎屋	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号	関口 憲司

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
ユニー株式会社ほか全て	午前 10 時 00 分 (年 10 日は午前 9 時 00 分)	午後 9 時 00 分

(変更後)

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社長崎屋	24 時間	

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
平面駐車場	午前9時30分から午後9時30分まで (年10日は午前8時30分から午後9時30分まで)

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
平面駐車場	24時間

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前7時00分から午後8時00分まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前6時00分から午後10時00分まで

- 3 変更年月日
平成30年6月13日
- 4 変更理由
施設運営計画の変更のため
- 5 届出の日
平成30年4月20日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
平成30年5月11日から同年9月11日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
平成30年5月11日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 熊野矢ノ川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市紀和町矢ノ川字後地755番4地先内	旧	4.30~10.40	60.00
	旧新	16.40~43.00	50.00

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 熊野矢ノ川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市紀和町矢ノ川字後地755番4地先から 熊野市紀和町矢ノ川字通り591番4地先まで	旧	7.70~10.90	62.00
	旧新	10.50~39.70	40.00

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 306号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
四日市市桜町字大欠 4462 番 1 地先 から 四日市市桜町字大欠 4466 番 2 地先 まで	旧	25.80～30.00	28.20
	新	20.90～33.70	28.20

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 亀山鈴鹿線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鈴鹿市道伯町字天神下 2598 番地先 から 鈴鹿市三日市町字中ノ池 1871 番 4 地先 まで	旧新	9.00～30.00	1,134.30
	新	16.00～34.56	914.00

三重県告示第 345 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 松阪青山線	津市美杉町八手俣字脇ヶ野 1095 番 3 地先 から 津市美杉町八手俣字脇ヶ野 1086 番 1 地先 まで	平成 30 年 5 月 11 日
一般国道 421 号	いなべ市員弁町東一色字丁田浦 1753 番 2 地先 から いなべ市員弁町東一色字丁田浦 1761 番 13 地先 まで	平成 30 年 5 月 18 日
県道 楠河原田線	四日市市河原田町字森 1760 番 3 地先内	平成 30 年 5 月 11 日
県道 鶴殿熊野線	南牟婁郡紀宝町大里字前ノ田 3887 番地先 から 南牟婁郡紀宝町大里字コケ 2031 番 1 地先 まで	平成 30 年 5 月 11 日

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました
 軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

免税証 の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された 販売業者の名称
50 0 券	農業	1705302447～ 1705302448	2	平成 29 年 5 月 12 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	株式会社ゼロシステム 東員給 油所

調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
平成 30 年 11 月 11 日(日)	午後 1 時から午後 3 時まで	津市北河路町 19-1 メッセウイング・みえ 熊野市井戸町 371 三重県熊野庁舎

2 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

平成30年8月1日(水)から同月10日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとします(ただし、正午から午後1時まで並びに土曜日及び日曜日を除きます。)

(2) 受付場所

県内各保健所

なお、郵送による受付は行いません。

3 受験申込書の請求先

県内各保健所

4 その他

この試験についての問い合わせは、受験申込書の請求先にしてください。

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成30年5月11日

三重県知事 鈴木英敬

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
平成30年11月11日(日)	午後1時から午後3時まで	津市北河路町19-1 メッセウイング・みえ 熊野市井戸町371 三重県熊野庁舎

2 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

平成30年8月13日(月)から同月22日(水)までの午前8時30分から午後5時15分までとします(ただし、正午から午後1時まで並びに土曜日及び日曜日を除きます。)

(2) 受付場所

県内各保健所

なお、郵送による受付は行いません。

3 受験申込書の請求先

県内各保健所

4 その他

この試験についての問い合わせは、受験申込書の請求先にしてください。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項の規定による平成30年度三重県登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成30年5月11日

三重県知事 鈴木英敬

1 試験日時

平成30年9月5日(水) 午後0時30分から午後2時30分まで
午後3時30分から午後5時30分まで

2 試験会場

メッセウイング・みえ

津市北河路町19-1

※ 試験会場に関するお問い合わせについては薬務感染症対策課薬事班(059-224-2330)へお願いします。

3 試験内容

(1) 試験は多肢択一式による出題でマークシート方式

(2) 試験項目と問題数

前半(午後0時30分から午後2時30分まで)

医薬品に共通する特性と基本的な知識 20問

主な医薬品とその作用 40問

後半（午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）

人体の働きと医薬品	20 問
薬事関係法規・制度	20 問
医薬品の適正使用・安全対策	20 問

4 受験手続

(1) 提出書類等

ア 登録販売者試験受験申請書 1 部

イ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に写した無帽正面、上半身像のものであって、縦 4.5 cm、横 3.5 cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 受験申請書の提出先

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）

(3) 受験申請書の受付期間

平成 30 年 6 月 11 日（月）から同月 22 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします（ただし、正午から午後 1 時まで並びに土曜日及び日曜日を除きます。）。

(4) 受験手数料

15,000 円の三重県収入証紙を受験申請書に貼り付けてください。

なお、受験申請書提出後は返還しません。

5 合格発表

平成 30 年 10 月 19 日（金）午前 10 時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所（四日市市保健所を含みます。）に掲示します。

また、当日中に三重県ホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。

なお、電話・メールによる照会には応じませんが、受験者全員に合格者受験番号一覧を郵送します。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

札場土地改良区（四日市市札場町 379 番地 1）

退任理事

四日市市札場町 342 番地	藤 谷 克 彦
〃 朝明町 2492 番地	松 田 晃 一
〃 札場町 343 番地	松 田 幸 寿
〃 〃 351 番地 1	松 田 重 文
〃 平津町 355 番地	植 村 正

退任監事

四日市市市場町 936 番地	市 川 義 彦
〃 札場町 335 番地 2	樋 口 薫

就任理事

四日市市札場町 342 番地	藤 谷 克 彦
〃 朝明町 2492 番地	松 田 晃 一
〃 札場町 343 番地	松 田 幸 寿
〃 〃 351 番地 1	松 田 重 文
〃 平津町 355 番地	植 村 正

就任監事

四日市市中野町 936 番地	市 川 義 彦
〃 朝明町 1932 番地	岩 田 博 司

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

加佐登土地改良区（鈴鹿市加佐登三丁目 16 番 36 号）

退任理事

鈴鹿市上田町 8 番地

- 〃 加佐登三丁目 16 番 36 号
- 〃 上田町 386 番地
- 〃 加佐登一丁目 26 番 26 号
- 〃 上野町 43 番地
- 〃 加佐登一丁目 10 番 20 号
- 〃 上田町 953 番地
- 〃 石薬師町 34 番地
- 〃 上田町 578 番地の 1
- 〃 加佐登二丁目 11 番 8 号

加藤 茂 憲
野口 公 生
川北 次 夫
井分 常 七
伊藤 貢
守藤 武
市川 正 之
市川 壮 文
藤田 隆 久
岡田 光 二

退任監事

鈴鹿市上田町 1007 番地

- 〃 加佐登一丁目 22 番 50 号

市川 繁 治
山口 利 博

就任理事

鈴鹿市加佐登三丁目 16 番 36 号

- 〃 上田町 386 番地
- 〃 加佐登一丁目 26 番 26 号
- 〃 上野町 43 番地
- 〃 加佐登一丁目 10 番 20 号
- 〃 上田町 953 番地
- 〃 石薬師町 34 番地
- 〃 上田町 578 番地の 1
- 〃 加佐登二丁目 11 番 8 号

野口 公 生
川北 次 夫
井分 功
伊藤 貢
守藤 武
市川 正 之
市川 壮 文
藤田 隆 久
岡田 光 二

就任監事

鈴鹿市上田町 1007 番地

- 〃 加佐登一丁目 22 番 50 号

市川 繁 治
山口 利 博

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 30 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業地域

松阪市飯高町乙栗子、同市飯高町加波、同市飯高町月出、同市飯高町桑原及び同市飯高町波瀬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 30 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業地域

松阪市飯高町波瀬、同市飯高町太良木、同市飯高町草鹿野、同市飯高町落方、同市飯高町舟戸、同市飯高町木梶及び同市飯高町栃谷

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 23 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業地域

伊賀市服部町、同市印代、同市一之宮、同市千歳、同市佐那具町、同市外山、同市坂之下、同市東条、同市西条、同市土橋、同市山神町、同市上野新町、同市上野片原町、同市上野東町、同市上野中町、同市上野西町、同市上野向島町、同市上野西大手町、同市上野幸坂町、同市上野丸之内、同市上野福居町、同市上野小玉町、同市上野魚町、同市上野鍛冶町、同市上野相生町、同市上野紺屋町、同市上野三之西町、同市上野徳居町、同市朝屋、同市長田、同市木興町及び同市小田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 3 月 23 日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（数値図化）

2 作業地域

伊賀市蔵繩手、同市古山界外、同市菖蒲池、同市鍛冶屋、同市東谷、同市安場、同市湯屋谷、同市予野、同市白樫、同市治田、同市大滝、同市桂、同市大野木、同市法花、同市大内及び同市七本木

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 30 年 5 月 11 日

三重県警察本部長 難波 健 太

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の案件名

遺失物管理システム機器賃貸借契約

(2) 契約の特質等

賃貸借物品の性能に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間

契約締結日から平成 36 年 11 月 30 日（土）まで

(4) 賃貸借期間

平成 30 年 12 月 1 日（土）から平成 36 年 11 月 30 日（土）まで（保守付 6 年リース）

(5) 納入期限

平成 30 年 8 月 31 日（金）

(6) 履行場所（納入場所）

三重県警察本部情報管理課

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32号第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成30年5月25日（金）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 機器機能確認書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課用度係 担当 大松

電話 059-222-0110（内線）2261、2265 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成30年6月21日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成30年5月25日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成30年6月21日（木）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成30年6月21日(木)14時まで

なお、津塔世橋郵便局へは平成30年6月14日(木)から同月21日(木)14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課用度係

案件名 遺失物管理システム機器賃貸借契約入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成30年6月21日(木)14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Lease Contract of The Lost Articles Management System Equipments

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, June 21, 2018.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office, Tsutousebashi post office, between Thursday, June 14, 2018 and 2:00 P.M. on Thursday, June 21, 2018.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Thursday, June 21, 2018.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

Tel. 059-222-0110 (EXT. 2261, 2265)

Fax. 059-226-9917

お 知 ら せ

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定しました。

平成30年5月11日

三重県知事 鈴木英敬

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

(2) 住所 東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

(3) 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所

所在地 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目14番20号 ザ・スクエア2階

電話 052-232-6639

2 管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の実施計画

(1) 講習期間及び日程

講習期間 平成30年8月27日(月)から同年9月10日(月)まで

講習日程

講習日		9:30~12:30	13:30~16:30
第1日	平成30年8月27日(月)	公衆衛生及び衛生管理	公衆衛生
第2日	平成30年9月3日(月)	衛生管理	衛生管理
第3日	平成30年9月10日(月)	衛生管理	衛生管理

(2) 講習会場の名称及び所在地

講習会場 三重県勤労者福祉会館

所在地 津市栄町1丁目891番地

電話 059-225-2800

(3) 講習予定人員

管理理容師資格認定講習 10名

管理美容師資格認定講習 90名

(4) 受講料

1人 16,000円

正 誤

平成30年2月16日付け三重県公報第2980号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
3	13	主伐は、択伐とする。(次の図に示す部分に限る。)	次の森林については、主伐は択伐による。字小登1020(次の図に示す部分に限る。)

平成30年3月23日付け三重県公報第2990号に登載しました、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
16	19	津市(次の図に示す部分に限る。)	津市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>